



仁木町乳幼児等の医療費について



(令和6年4月1日から)

- 助成対象者 高校3年生世代(満18歳に達した最初の3月31日)までの乳幼児等。
- 助成額 入通院にかかる医療費一部負担金の全額(食事代等は除く)。

□ 北海道内の医療機関等を受診する場合

必ず「公的医療保険情報を確認できるもの(マイナ保険証や資格確認書など)」と「乳幼児等受給者証」を窓口で提示してください。

北海道内の医療機関等を受診した場合は、原則として窓口での支払いは不要ですが、一部の医療機関等によっては、支払いが必要となる場合があります。

□ 窓口で医療費を支払う場合

北海道外の医療機関等を受診した場合や、補装具など療養費払いになるものは、医療機関等でいったん支払い、下記の物を持参し、国保医療系の窓口で助成申請をしてください。過去2年分までは申請ができ、後日お支払いいたします。

※ 学校管理下のけが等で災害共済給付を受給した場合は助成対象外です。

- ・一部負担金を支払った領収書(氏名、点数等記載され、1か月分取りまとめたもの)
- ・乳幼児等医療費受給者証
- ・公的医療保険情報を確認できるもの(マイナ保険証や資格確認書など)
- ・預金通帳(銀行名・口座番号のメモでも可)

□ 受給者証を役場に返却する場合

- ・仁木町外に転出するとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・死亡したとき
- ・保護者の扶養から外れたとき(婚姻などにより)

□ その他

- ・氏名又は住所が変わったときや、加入している健康保険が変わったときは、14日以内に町の国保医療係に届け出てください。
- ・仁木町の乳幼児等医療費助成事業に所得要件はありませんが、北海道から補助金を受けて事業を実施しており、補助金対象となるかの判断に住民税課税・非課税及び所得の確認が必要です。
- ・転入者については、町財政課に住民税及び所得の情報がないため、前住所地の住民税課税・非課税及び所得を確認いたします。
- ・国の公費負担制度(自立支援医療、更生医療等)の対象となる場合は、そちらが優先されますので、必ず公費の申請を行ってください。

裏面もご確認ください

乳幼児等医療費受給についてのお願い

お子さんが入院したときには、お持ちの公的医療保険情報を確認できるもの（マイナ保険証や資格確認書など）を発行しているところへ「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

「限度額適用認定証」は70歳未満の人が入院したとき、医療機関にて1か月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなるカードです。

この「限度額適用認定証」を掲示することで、入院したお子さん単独の高額療養費が発生したときに限度額までのお支払となります。

※「限度額適用認定証」は有効期限がありますので、入院時には確認をしてください。

※ 仁木町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成の対象の方は、そちらの助成が優先しますので、医療機関を受診されるときは、必ず「重度心身障がい者及びひとり親家庭等の受給者証」と「乳幼児等医療費受給者証」を窓口に提出してください。

■ 対象年齢と自己負担及び所得制限

仁木町では独自に対象を拡大し、所得制限を設けず、高校3年生世代までのお子さんの入通院にかかる医療費を全額助成しています。

※ 何かご不明な点がございましたら、福祉課国保医療係（0135-32-2514）までご連絡ください。

